

下記の者については、令和7年2月22日（土）に開催した第32回臨時総会において、除名しました。

[公表期間 令和8年2月22日まで]

記

1 事務所 岡山県総社市清音上中島372番地30
氏名 鶴畠 健二（岡山県支部所属）

2 除名の理由

(1) 定款第52条・会員執務規則第2条に違反する行為（品位保持・法令遵守等職責違反）

上記会員が、本件各事件において、被保佐人及び成年被後見人の相続財産を私的に流用したことは、民法第644条の善良な管理者としての注意義務に明らかに違反している。

また、上記会員の行為は、当法人の定款第52条の「会員は、法律、福祉その他必要な学術の研究及び実務の研鑽に努めるとともに、高齢者、障害者及び未成年者の権利の擁護並びに福祉の増進に配慮し、絶えず人格の向上を図り、この法人の会員としての品位を保持しなければならない。」との規定に違反し、会員執務規則第2条「本法人の会員は、常に品位を保持し、法令、本法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を遵守し、公明正大にその職務を行わなければならない。」との規定に違反している。

以上により、上記会員の行った行為は、当法人の定款第55条の「会員は、この法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を守らなければならない。」との規定に違反しており、同第9条第3号に規定する「前号のほか、この定款その他の規則に違反したとき。」及び同第4号に規定する「この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に著しく反する行為をしたとき。」の規定に該当する。

よって、上記会員は、当法人定款第9条第3号及び第4号に規定する除名に相当する。

以上